

キャリアアップ助成金(正社員化コース)の改正について

令和7年度のキャリアアップ助成金(正社員化コース)が改正されました。内容を確認しておきましょう。「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」は就業規則などの制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成される助成金です。

改正ポイントは以下の通りです。

①正社員化コースの支給対象・助成額の見直し

今までは雇用形態によって助成額が決まっていたましたが、令和7年度からは下記のように、「重点支援対象者」かどうかで助成額が変わります。

転換区分	いままで	令和7年度から		
		転換区分	重点支援対象者	その他
有期→正規	80万円	有期→正規	80万円	40万円
無期→正規	40万円	無期→正規	40万円	20万円

※中小企業に対する助成額を記載

「重点支援対象者」とは以下のいずれかを差します。

(ア)雇入れから3年以上の有期雇用労働者

(イ)雇入れから3年未満かつ以下の両方に該当

・過去5年間の正社員歴が1年以下

・過去1年間に正社員として雇用されていない

(ウ)派遣労働者、母子家庭の母・父子家庭の父など

②新規学卒者の支給対象除外(明確化)

雇入れ日から起算して1年未満の新規学卒者は、キャリアアップ助成金の支給対象とならなくなりました。

③キャリアアップ計画書の認定を届出制に変更

これまで労働局長の認定が必要でしたが、今後は届出のみで良くなりました。

キャリアアップ助成金を活用する際は、手引きなどを確認のうえ、注意深く進めてゆきましょう。